

美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正 概要

特定用途制限地域内に建築可能な建築物、不可能な建築物を指定する条例であって、平成17年の指定から良好な景観や自然環境が保全されてきたが、高齢化や人口の流出などにより荒廃地が増加し、新たな課題も発生している。

当該地域は、東海環状自動車道のインターチェンジに隣接しており、物流面などで事業適地であるという地域特性を活かし、雇用の拡大、定住促進及び地域経済の活性化のため、都市計画を見直し、建築制限の緩和を目的に、当条例の改正を行う。

この改正で、地域特性を生かした合理的な土地利用が促進されるものと予想される。

【現 行】 建築できない建築物等の概要

1. 危険性や環境を悪化させるおそれのある一定規模以上の工場、貯蔵施設など **削除(緩和)**
2. 一定規模（1, 500㎡）を超える店舗、事務所など
3. ホテル、旅館 **削除(緩和)**
4. 遊戯施設（ボーリング場、カラオケボックス、劇場、映画館など）
5. 風俗施設（性風俗店、ぱちんこ屋、マージャン屋など）
6. 倉庫業を営む倉庫 **削除(緩和)**
7. 畜舎（床面積が15㎡を超えるもの）

【改正後】 建築できない建築物等の概要

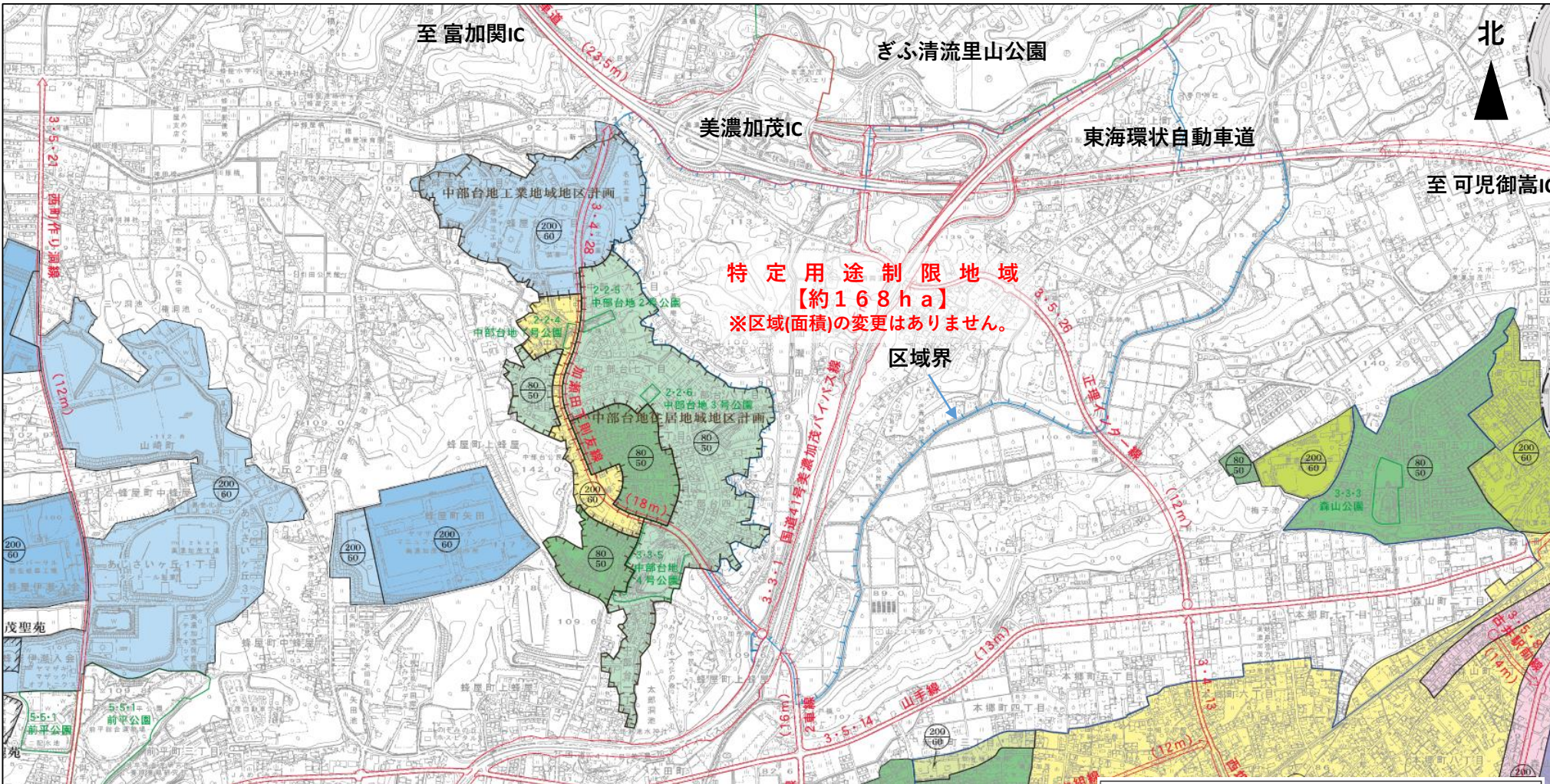
1. ホテル、旅館
2. 遊戯施設（ボーリング場、カラオケボックス、劇場、映画館など）
3. 風俗施設（性風俗店、ぱちんこ屋、マージャン屋など）
4. 畜舎（床面積が15㎡を超えるもの）

※ 7月中下旬に地元自治会の総会等で意見交換会を開催済み。
反対意見なし。

特定用途制限地域の規制内容の緩和（案）【概要】

S=1:free

北



■特定用途制限地域が制限する建築物の用途の概要【変更案】（当初制定：H17.4.1美濃加茂市告示第39号）

- 危険性や環境を悪化させるおそれのある一定規模以上の工場、貯蔵施設など
- 一定規模（床面積1,500m²）を超える店舗、事務所など
- 遊戯施設（ボーリング場、カラオケボックス、劇場、映画館など）
- 風俗施設（性風俗店、ぱちんこ屋、マージャン屋など）
- ホテル、旅館など
- 倉庫業を営む倉庫
- 畜舎（床面積15m²を超えるもの）

※【変更案】としては上記、『赤字』部分の規制を残します。

凡		例	
	都市計画区域		特定用途制限地域
	第一種低層住居専用地域		特別用途地区
	第二種低層住居専用地域		都市計画公園
	第一種中高層住居専用地域		緑地
	第二種中高層住居専用地域		準防火地域
	第一種住居地域		市街地再開発事業区域
	第二種住居地域		高度利用地区
	近隣商業地域		土地区画整理事業区域
	商業地域		地区区計画
	準工業地域		汚物処理場
	工業地域		火葬場
	工業専用地域		遊積率 建ぺい率
	都市計画道路		河川
			建築法第22条地域